

第二十六回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第十五号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)午前十時四十一分開会

委員の異動

本日委員武藤常介君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
堀見 俊二君
高橋進太郎君
土田国太郎君
苦米地英俊君
大矢 正君
野溝 勝君
杉山 昌作君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 塩崎 潤君
税制第一課長

○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣送付、予備審査) 会を開きます。

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會議事に入ります前に委員の異動について御報告申し上げます。本日付をもちて武藤常介君が辞任され、その補欠として前田佳都男君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 所得税法の一部を改正する法律案外十三件を便宜一括して議題として、質疑を行います。

○土田国太郎君 中小企業資産の再評価についてちよつとお伺いしたいのでございますが、この前の再評価をやらないもの、または八〇%に達しないもの、もう一ぺんできるのですか。二回目のものですね。

○説明員(塩崎潤君) お答えを申し上げます。中小企業の資産の再評価の特例に關する法律案は、税金の部面に關しましては私の所管でございまして、けれども、一般的には理財局の所管になつております。ただ私の知り得る範圍におきましては申し上げます。

本日の會議に付した案件
○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

その他の法人、個人につきましても、再評価をいたしますれば強制されました会社と同等に扱ふ。ただ同族会社等につきましても、資本の組み入れ等につきましても特例がございすけれども、おおむね同等に扱ふ。かように取り扱つたわけでございます。ところが昭和二十九年は御承知の通りに非常に景気がよくなかつた、そういう關係で、強制されました会社は別でございますけれども、一般的に強制されなかつた会社につきましても、収益の状況から再評価の決断がなかつたかなくなつた、こういう状況がございす。そこで今回は新しく再評価を認めることにいたしましたわけでございますが、その趣旨は、前回強制されました会社、それから強制はされませんでしたけれども、やはり強制会社と同様に減価償却資産の再評価額の限度額の八〇%以上を任意にやりました会社、これを除くことにいたします。その他の会社または法人につきましても再評価を認める。こういうことにはいたしましたのでございす。従いまして、今申しました資本金五千万円以上の会社、それから資本金五千万円未満三千万円以上でありまして、減価償却資産が再評価額で一億円以上であるというものを要再評価会社と言つておりますが、これを除きます。それからその他の会社におきましても限度額を八〇%以上行いましては、その範囲に入つてくるのではないかと、かように考えております。

○土田国太郎君 そこで、この前までは大体主力を大会社に置いたようなことになつて、その当時あれは固定資産の評価といふものが伴つてくるんです。あれは第二次か第三次に地方の固定資産の評価を再評価並みに上げないというよりな手続があつたように考えていますが、あれは二次か三次だつたんですかね、何年間か税金を上げないという、地方税を...。そういうのがあつたと思ひましたが...

○説明員(塩崎潤君) 第三次におきましては、再評価いたしました資産につきましては固定資産のような評価について特例がございす。御承知の通りに固定資産の評価は時価で評価いたすことにいたしました。ただ減価償却資産につきましても、現実にはなかなかその時価といふものがわからない關係上、大体簿価が中心となつて市町村におきまして評価の基準となつておる事例が多いわけでございます。そこで、その再評価をいたしましたその關係で帳簿価額が上つた、そういう關係で固定資産税が上るといふのも少し難な面がありやしないかということ、昭和三十一年度から三十二年度までの固定資産税の評価基準につきましては、昭和二十九年分の課税標準を大体そのベースにとり、再評価をやりまして上ります分につきましては、評価を上げて課税の対象にするな、という規定が企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の三十三条に規定がございす。この趣旨は、昭和三十年から三十二年

度までにはいたしましたのは、御承知のように固定資産税の評価といふものは三年ごとに行われております。従いまして、昭和三十三年度に固定資産の評価基準を新しく作り直すことになつておりますので、それまでの特例と、こういうことにはいたしてあります。従いまして、今回の再評価におきましては、もう来年が評価がえの時期でございますので、前回の再評価いたしましたもののバランス上、今回の再評価の特例法におきましては、固定資産については特に規定を設けない、一般に同様に三十三年におきまして固定資産の評価をすると、こういうことにいたしましたわけでありす。

○土田国太郎君 そうしますと、今度再評価いたしました中小企業の地方税たる固定資産税は、三十三年まではやはり据え置きと、こういうふうに考えてよろしいのですか。それとも今度の再評価並みに評価額を地方自治団体は値上げになるわけですか。

○説明員(塩崎潤君) たいまも申し上げましたように、第三次再評価を行なつたものにつきましても、まあ三十二年度までの特例措置となつておりますから、やはりそれらとのバランス上、三十三年度におきまして一般的に評価がえをいたします。ただ御承知の通り固定資産税の評価基準といふものは時価でございすので、必ずしも再評価額にとらわれないのが本側でございすけれども、一応まあ再評価額は帳簿価額を下つてはならないという規

定がございまして、それが中心として評価されることと思ひます。特例はございせんので、一般並みに三十三年度におきまして評価がえが行われるということになるわけでございます。

○土田国太郎君 そうしますと、この前強制的にやられたもの、あるいは任意でも相当やつた企業者は、この地方の固定資産税で、三年間です非非常な恩典に浴しておるわけですが、今度一番貧弱な中小企業が再評価するということになって、税金はなるほど三分の一になっておりますが、この地方税の固定資産の評価を直ちにやはり評価がえされてしまふということは大へんな痛手であつて、中小企業としては困るという面に直面する立場になつてくるんですが、いかがですか。これは大蔵省は自治庁とお話し合ひになりました、中小企業を救ふという意味において、同じくこの前の再評価をやられたように、地方自治庁とお話し合ひになつて、これも三年なら三年の間は、評価がえを、特に今度やつたものは延期するというような法律をお出しになればいいわけで、必ずしも一緒にやらなければならぬという事はないだろうと思ふ。こういう臨時措置をおやりになる大蔵省のことですか、やはりその方面も一緒に減免税の措置をおとりになるのが当然じゃないかという感じがするんですが、いかがですか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。今回この特例法案によりまして、再評価いたすものにつきまして、おそれる現在の帳簿価格等は低いわけでございます。従ひまして市町村の評価いかにによりましてけれども、おそらく第三次再評価いたしましたものと

様に、昭和二十九年年度の簿価あるいはそれ以下かも知れませんが、それで固定資産は評価されているのではなからうか。従ひまして、そういったものと、第三次再評価をいたしましたものと同時に、やはり固定資産税は今までは低く評価されているのではなからうか、かように考へておられます。従ひまして、第三次再評価いたしましたものが三十二年度まで特例を設けておりますのは、再評価をしたからといって特に簿価を上げないということのほか、しなかつたものとのバランス、それからまた評価がえの時期を考へました関係でございまして、一般的に第三次再評価をしたものとのバランスも考へまして、今度評価がえするならば不公平は起らない。また先に再評価いたしましたものが損をするというよりなことも不公平でございまして、第三次再評価をいたしましたものの中には、中小企業の方々も相当多いということになつております。

それからも一つ理由は、強制をいたしました関係上、再評価を強制することによつて固定資産税の簿価が上り、固定資産税が上るといふのも少し無理じゃないか。今度はまた任意でございまして、今申しましたような理由から、第三次におきましては相当中小企業者も再評価をやっております。それからバランスをとりますと、一般的に評価をやり直すことは、かえつてその方が公平ではなからうか、かように考へております。

○土田国太郎君 今、塩崎課長の御意見によりましますれば、しない人は三年間そのまま安い評価でいつたから同じことじゃないか、得しているじゃないかという御意見のようには私は拜聴いたして居るんですが、その当時、第三次の再評価をおやりになつた方は、これは三年前におやりになつた方であるから、その点は利益かもしれないが、一面、そのために固定資産税以上の償却というものが非常に高率になつて居るわけですが、だから固定資産税以上に再評価されたものは利益になつて居るわけだから、あなたの今の御説明がらよつと私には公平論としての納得ができないんですが、どうでしょう。

○説明員(塩崎潤君) 御承知のように再評価というものはたびたび認められるわけではなく、時期を限つて認めていくわけでございます。前回におきましても、中小企業者にはもちろん、中小企業者といわれなくても、相当大きな方々にも道が開かれておつたわけでございます。そういうときに、収益の状況の悪い人でも、中には決断いたしました再評価税を払いながら再評価をしたという方もあるわけでございます。これらのバランスを考へてみますと、ことさらおくれ再評価をする、第四次の再評価の方がむしろ新しい恩典と考へるべきではないか。そういったこと、先にやつたものは必ず損するといふようなことのないようにした方がいいのではないかと。御質問の償却の点はございまして、今後におきましては、今度再評価をいたしました方々には、やはり償却もおくれますわけでございますから、固定資産税との見合いからいいますと、決して損にはならないのではないかと、かように考へております。

○土田国太郎君 もう一つ。それから中小企業の要望は、今の地方税を、固定資産税を三年間、再評価を今度して据え置きしておいてもらいたいという要望は、再評価税を免税にしてくれ、こういう要望なんです。念のため申し上げておきますから、十分一つ御検討をお願いしたいと思います。

○説明員(塩崎潤君) ただいま土田委員の御質問に對しまして、第一の固定資産税の評価の問題、これはお答え申し上げた通りでございます。で、再評価税の免税の問題がもう一つ御要望があるわけでございますが、再評価税をいかに考へるか、昭和二十五年から非常に問題があつたわけでございます。この再評価税の課税というものが、御承知のように金銭債権を持つておつた者とのバランス、あるいは勤勞所得者とのバランス、單純に物的な資産を持つておつた者に対してだけ、貨幣価値の下落に應じますところの再評価を認め、それによりまして償却を多くして、利益から償却額を引き、法人税を免除する、あるいは法人所得税を免除することはどうか、御承知のように金銭債権で金を借りまして、物的資産を作りますそのものが全部株主に帰属するといふことは、果してどうか。金銭債権はそのまま貨幣価値が下落いたしましたも、元のままの価値で返されおるわけでございます。それからからみますと、どうしても再評価税は取るべきではなからうかという事で、昭和二十五年から六%の税率で、一次、二次とやつて参つたわけでございます。三次におきましては御承知のように強制という事が大きなスローガンで出まして、限度額の六五%までは三%取り、限度額の六五%をこえるものにつ

きましては無税、こういうことをいたしましては無税、こういうことをいかり再評価の限度額の八%以上再評価したものに限り、しかも資本の組み入れ、減価償却、配当その他につきまして、間接的な強制をいたしております。で、結果を見て参りますと、再評価をいたしましたところの法人の再評価税の実効税率と申しますか、納めましたところの再評価税額と再評価差額との割合は大體三・四%くらいになつております。しかも三次の中には、収益が悪かつたけれども、企業の健全化という意味で無理に再評価をした中小企業の方々が多々あるわけでございます。従つて、おくれたからといって、これを免税にすることはむづかしいからうといふことで、種々の考へ方があつたわけでございますが、ここで押えておりました人ととのバランス、今申し上げました三・四%あたりが基準でございます。これらを基準といたしまして、しかし今回はこれらの再評価をいたすものが中小企業であるといふことを頭に置きまして、二%と、かようにいたしましたわけでございます。しかもまた二年間の均分納税でございまして、これを償却額と比較いたしますれば、はるかに再評価をした方が得でございます。たとへば現実には十五年の耐用年数を持つて居る資産を再評価いたしますれば、大體償却率が一四%でございます。従ひまして中小企業の法人税は大體三五%くらいでございますから、この一四%に三五%をかきましますと、大體五%くらいになります。ところが一年間に納めますところの再評価税は、二%の半分でございます。従ひまして、二%の半分でございます。

きましては無税、こういうことをいかり再評価の限度額の八%以上再評価したものに限り、しかも資本の組み入れ、減価償却、配当その他につきまして、間接的な強制をいたしております。で、結果を見て参りますと、再評価をいたしましたところの法人の再評価税の実効税率と申しますか、納めましたところの再評価税額と再評価差額との割合は大體三・四%くらいになつております。しかも三次の中には、収益が悪かつたけれども、企業の健全化という意味で無理に再評価をした中小企業の方々が多々あるわけでございます。従つて、おくれたからといって、これを免税にすることはむづかしいからうといふことで、種々の考へ方があつたわけでございますが、ここで押えておりました人ととのバランス、今申し上げました三・四%あたりが基準でございます。これらを基準といたしまして、しかし今回はこれらの再評価をいたすものが中小企業であるといふことを頭に置きまして、二%と、かようにいたしましたわけでございます。しかもまた二年間の均分納税でございまして、これを償却額と比較いたしますれば、はるかに再評価をした方が得でございます。たとへば現実には十五年の耐用年数を持つて居る資産を再評価いたしますれば、大體償却率が一四%でございます。従ひまして中小企業の法人税は大體三五%くらいでございますから、この一四%に三五%をかきましますと、大體五%くらいになります。ところが一年間に納めますところの再評価税は、二%の半分でございます。

体得をいたすということになります。

ただいま申し上げましたのは法人税だけでございます、そのほかに法人税割の所得に対して五・四％、それからまた事業税の課税標準は国税と同様でございますので、事業税の一〇ないし今回の改正案によりまして八の税率も出て参りますが、八から一〇の程度に軽減されるので、二〇程度は課税した方が負担の公平が期せられるのではないかと、かような考え方で私どもは御提案申し上げた次第でございます。

○土田國太郎君 ちよつと塩崎さんにお聞きしたいのですが、この再評価をして、中小企業の法人と同じことですが、再評価した従来の財産の評価と違う差額がここへ出ますね。十万円だか二十万円だか存じませんが、ある差額がそこへ出る、それとプラス積立金の何がしをその会社の増資にする場合でございね。よろしゅうございませうか。再評価の差額プラスその当該会社の積立金を何ぼかくずして増資する場合に、この再評価の分は無税でもよいのかどうか、またその積立金をくずして一しよに増資をする場合に、そのものについては源泉課税を受けるのか、これは株式を発行しなければ源泉課税はかからぬというような税法のように見ているのですが、それをいつまでもその会社が発行しない場合に、まあ無期限というわけにはいきませんが、ある時期まで株式を発行しない場合には、株主に對して積立金の分だけは源泉課税をされるのかどうか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。今回の中小企業の再評価の特例法案におきましては、再評価積立金の資本組み入れは再評価額を完納した日と三十五年一月一日のいずれかおそい日まで一応留保していただきます。その後は資本組み入れを認めております。再評価積立金を資本組み入れたります際には、これはもともとも六〇取つておられますから、資本組み入れはたしまして株主にいたしましたときに、これは課税いたさないことになっております。ただ増資いたしました際に、往々にいたしましたして会社は利益準備金と組み合せまして抱き合せ増資をやる、こういうことが多いわけでございますが、そのあとの方の利益準備金を資本に組み入れる分につきましては、これは配当と同様でございますので、これは配当いたしましたして課税することになります。従いまして源泉徴収するに利益準備金の部分だけにつきまして源泉徴収がある、こういうことになりま

ます。今回の中小企業の再評価の特例法案におきましては、再評価積立金の資本組み入れは再評価額を完納した日と三十五年一月一日のいずれかおそい日まで一応留保していただきます。

その後は資本組み入れを認めております。再評価積立金を資本組み入れたります際には、これはもともとも六〇取つておられますから、資本組み入れはたしまして株主にいたしましたときに、これは課税いたさないことになっております。ただ増資いたしました際に、往々にいたしましたして会社は利益準備金と組み合せまして抱き合せ増資をやる、こういうことが多いわけでございますが、そのあとの方の利益準備金を資本に組み入れる分につきましては、これは配当と同様でございますので、これは配当いたしましたして課税することになります。従いまして源泉徴収するに利益準備金の部分だけにつきまして源泉徴収がある、こういうことになりま

○土田國太郎君 それは株式発行の場合には源泉徴収をすることになるのだからと思ひますが、株式発行しなければ源泉徴収はできないことになっておる中で、それを次の来たるべき納税の確定申告をする時期でございませうね、三月十五日なら三月十五日までに源泉課税ができないような場合でございませうね、株式発行しないで、その会社が、そのときにはやはり確定申告として届出をさせなければならないのかどうか、その株主に對しては、その積立金をくずしたものに對する、それをどうお伺いしたい。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。利益準備金の資本組み入れの際に、土田委員御指摘の通り現実に株式を発行する場合、単純に資本を組み入れていく場合と二つあるわけでございます。私どももいたしましては、準備金を資本に組み入れるのは配当と同様に考えておりますので、現実に株式を発行いたさないで、これは配当と見なして源泉徴収をいたす、かようなことになりませう。従いまして、歴年中に資本組み入れいたしましたれば、その組み入れ額につきましては配当と見られますから、その通知を受けましたところの株主は翌年の三月十五日までに申告していただきます。配当とはございませうけれども、納めていただく、こういうことになりませう。ちよつと、再評価の積立金の全額資本組み入れの時期について申し上げます、大体二年間、正確に申し上げますと、大体二年間、一割だけ再評価積立金のまま置いていただきまして、九割は資本に組み入れてよろしい。しかし全額組み入れることができる時期は、今申しました再評価額を完納した日かあるいは三十五年一月一日かおそい方、こういうことになっております。

式を発行する場合、単純に資本を組み入れていく場合と二つあるわけでございます。私どももいたしましては、準備金を資本に組み入れるのは配当と同様に考えておりますので、現実に株式を発行いたさないで、これは配当と見なして源泉徴収をいたす、かようなことになりませう。従いまして、歴年中に資本組み入れいたしましたれば、その組み入れ額につきましては配当と見られますから、その通知を受けましたところの株主は翌年の三月十五日までに申告していただきます。配当とはございませうけれども、納めていただく、こういうことになりませう。ちよつと、再評価の積立金の全額資本組み入れの時期について申し上げます、大体二年間、正確に申し上げますと、大体二年間、一割だけ再評価積立金のまま置いていただきまして、九割は資本に組み入れてよろしい。しかし全額組み入れることができる時期は、今申しました再評価額を完納した日かあるいは三十五年一月一日かおそい方、こういうことになっております。

○杉山昌作君 所得税、法人税、臨時措置法等で小さい問題ですが二、三承りしたいと思ひます。この所得税の今度の改正は、大抵税率の引き下げで七百億円、いろいろの控除の引き上げ等で三百億円、合せて一千億円の減税だ、こういうことになっております。従いまして何か印象的には、中堅の所得層に對して非常に有利なあれで、低額所得あるいは収入の少ない人は不利だというふうな印象を与えるわけですか。ところが今までの説明なりを承わつておると、必ずしもそう

じやないので、やはり今度の減税は、所得が少くなる人ほど減税工合は多くなるというふうな説明をしておられるわけなんです。そこで、これはむしろ逆に減税率が多くなるというよりも、結果的に、今度の改正をやつた結果、一体実際の税を納める税額は、低額所得者は大体収入の何パーセント、中等所得者はどのくらい、たくさん取っている人はどのくらいというふうな結果です。いろいろな途中の説明は省いて、改正の結果、一体どんなふうな累進の程度がなつていくものか、その何か数字があらませんか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。杉山先生、「昭和三十一年度税制改正の要綱」というのを御持ちでございませうか。現実の負担から申し上げたいと思ひますが、「昭和三十一年度税制改正の要綱」あるいは「昭和三十一年度租税及び印紙収入予算の説明」いずれかの方がよろしいのでございませうが、現実の負担が書いてございませう。その十一ページの……どちらの方をお持ちでございませうか。

○説明員(塩崎潤君) それの三十八ページをごらんになっていただきます。三十八ページの、私どもがいわゆる夫婦及び子三人で標準世帯といつておるものについての今回の改正案によりまして、この税負担の推移を見ていただくことにいたします。減税後の累進率がどういふふうになるかという点をこれによつて明らかにいたしたい、かように考えます。三十八ページの夫婦及び子三人、現行と改正案が出ておりますが、簡単にいたしまして半分と現行とを比較していただきたい

と思ひます。しかも累進率を見ます関係で、カッコ内が百円当りの納めるべきところの税額でございます。そういたしますと、三十万円の方々は現行法におきましては百円当り二円十六銭納めていたたいておつたわけでございます。ところが今回の改正案によりまして、七十五銭になります。その次の四十万円のところを見ていただきますと、現行では百円当り六円十二銭納めていたたいておつたわけでございますが、今回は三円十二銭、かようになります。その次が五十万円でございますが、五十万円は現行におきまして十円四十九銭納めておつた。今回の改正案によりまして五円十四銭になります。だんだんと累進率がこれによつて上つて参りました、一番右の欄の千円のところを見ていただきますと、現在では百円当り五十六円六十二銭納めていたたいておつたわけでございますが、今回の改正案によりまして、半分におきましては四十四円四角。従いまして三十万円の百円当り七十五銭から千円では四十円四角、かような累進になる。これが完全なお答えになるかどうかはわかりませんが、こんなところまで所得税の累進率は表われておりますし、私どもの考へ方といたしまして、定額所得者の所得税負担も非常に軽くなるのだ、かようなふうな考へておる次第でございます。

○杉山昌作君 なるほどこれを見ますと、改正案が平年度分で七十五銭から一十三万円ですか。

○説明員(塩崎潤君) 三十万円でございます。杉山昌作君 三十万円のところは七十五銭しか出さないのに、千円のと

ころは四十円四十銭になるのだ。そうすると、一つのカーブができるのですが、一体累進のカーブというものはこのカーブが一体適当だというよりなことは、理論的なあれか何かあるのですか。それともただ感じでよその國の税制は大體こんなになっておるのだ。あるいは前にはこうだったが、この程度になるのだと、まあまあこんな程度ということになるのですか、どうなんですか。

○説明員(塩崎潤君) 所得税の累進のカーブをどういふふうに描くかというのは、非常にむずかしい問題でございます。まして、財政学者あるいは租税学者の書物を見ましても、定説というものは見当たらないようでございます。現実には一番私どもが頭におきますのは、やはり今の現行納めておる税額との比較というところをもちろん頭におきまして、それから負担軽減の割合を考えまして作り上げるわけでございます。もちろんその際には、外國の累進率との比較もいたしまして、また今回におきましては昭和十五年あたりの累進カーブも相当参考にいたしまして考えた次第でございます。適当なところというよりも、現実には今納めておる税金から見ても、しかも所得階層がどの程度の方が多いか、これあたりを考えながら、減税をどこあたりを中心として考える、累進のカーブをどういふふうに描くかというのを考えてきたし、またそんなところが一つの基準にならざるを得ないのではないか、かように考えております。

○杉山昌作君 それはそんなことかもしれませんか。それはそれでいいとして、次に法人税で今度初めてこの

人格のない社団法人に対しても課税するのだというふうなことを始めるわけなんです。それでまずこの法文の方で改正の五条の第三項に「前二項の規定は、人格のない社団等について、これを準用する」とあるのですが、その前項の問題はわかるのですが、第一項を人格のない社団等について準用するというのはどういふふうな意味になりますか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。この第五条の規定は昭和二十五年に改正されました規定でございます。それ以前は公益法人につきまして全所得につきまして課税しておられたわけでございますが、昭和二十五年以来公益法人でも収益事業を営めば、その収益事業部分の所得に対して課税する。従いまして五条一項のかしら書きにございまして、そのかわり収益事業から生じた所得以外の所得につきましては課税しない、こういう規定を挿入したわけでございまして、逆に申し上げますれば、収益事業から生じますところの所得は、次のような列挙法人につきましては課税する、こういう趣旨でございます。

○杉山昌作君 この第五条の第一項に掲げてある各種のものに対しては収益事業から生じた所得以外の所得に対しても課さないのではありませんか。

○説明員(塩崎潤君) 五条の規定は収益事業から生じた所得以外の所得に対しては法人税は課さないということに書いてございまして、一条の納税義務者の規定は、法人には課税するということになっておりますので、収益事業以外の所得、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては課税しない

けれども、収益事業から生じますところの所得に対しては課税すると、こういうことになるわけでございますか。

○杉山昌作君 課税するのですが、今の五条の第三項に、第一項の規定を準用してみたところが、第一項の方では何々法人とか何とかいふことにはちゃんと限定されているのですか。ところが人格なき社団等に準用することになるのですか。

○説明員(塩崎潤君) 五条の一項の「収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税は、これを課さない」、こういう規定を準用しておるわけでございますか。

○杉山昌作君 そりですか。そうすると、もろ人格のない社団等については収益事業からの所得だけを課税する、こういうことを言おう、こういうわけですか。

○説明員(塩崎潤君) さようでございますか。

○杉山昌作君 そこで今度は何をもつて収益事業とするかということで、これは先般三月十四日付の資料、衆議院にお出しになった資料をいただきました、これを見ているのですが、たとえばこういうものはどうなりますか、具体的問題になりますと、タバコの耕作組合というふうなものがある、これは現在のところでは法人ではない、それでこれが組合員であるところの農家のために肥料の共同購入なり、農薬の共同購入なり、あるいは苗床で使う寒炭の共同購入なりというふうなものをやるのですか。それが、これがいた

いた資料によってみると、資料の第一のカッコの二のカッコの下、そこに「継続的に事業場を設けて」云々ということになる。それで、たとえば今の場合は肥料は年に一回です。農家の肥料というのは年に一回しか大体やらな。それから寒炭は、やはり苗床は一回です。それから一回、それから石炭も乾燥時期は年に一回だから一回、農薬もまあ大体その如にタバコがある間だけ使ったから、それも一回で済んじゃう。それそのものは一回ずつですが、しかしこれを合せば、肥料をやり、農薬をやり、寒炭をやり、石炭をやり、とすることが、時期的には半年以上連続する場合もあり得るだろうと思ふんです。こういうのはやはりその一つ一つのものが、何と云うか、年に一回というふうなものだからして、これは継続的にやっていると云うふうなことにはなりませんか、それともなりますか。

○説明員(塩崎潤君) 具体的なケースで、直ちに断定的なお答えはむづかしいかと存じますが、そういう共同購入的な事業が私どもの考えておりますところの収益事業に該当するかどうか第一点の問題であります。いわゆる協同組合になりますれば、そこは共同事業でございまして、手数料を取りまして、あとではまあ事業費分配金の形で本人に返るわけでございまして、そういう場合におきまして、事業費分配金につきましては個人の方で事業所得といたしまして課税しておるわけでございます。しかもまた協同組合の方に手数料が残りますして、留保所得になりますような場合に、あるいはまた配当所得になりますような場合には、こ

れは法人税が三〇%ではございますけれども課税になっておるわけでございます。まあそれと同様な形態ではなからうか、さように考えます。ただその間に周旋業あるいは代理業的な手数料を取って取取ってないか、まずそこらが問題であらうと思ひます。そのあたりが判断の一資料だろうと思ひます。

○杉山昌作君 継続的にいふのは大體さういふふうなことかと思ひます。で……。ただ今のそれが果して収益事業であるか。たとえばここには「物品販売」というような字が使つてあります。まあ販売というふうなことに仕入れる、それに若干のマージンをかけるというふうなのが常識的なんです。共同購入なんというふうになります。それから必要を見越すと云うことは実際問題としてないんで、一々の農家から自分のところでこれだけ、あれだけという要望、希望を集めまして、集まった数量を注文する。ただ注文のときにただあつせんということ

じやなしに、自分が買主として注文はしますがね、会社に対して。しかしそれは思惑とか何とかでやつてらんじやない、ほんとの希望数量、集めただけのもので注文する、来たものは配達する、配達すれば、配達するについては、これは実際運賃なり何なりという実費がかかりますから、それだけは値段に吹っかけて出さざるを得ないと、こゝういうことになるんです。その点に何ら手数料とか、収益とか、利益とかいう意味でやるんでなしに、そゝういうよりなことになるんですね。そゝうすると、これはいわゆる販売というのとは非常に性質が違つて、何としても収益事業であるというふうなことに言ひたいはむずかしいように思ひますが、まあこれも具体的に今言質をどうしようという意味じやないですか、考え方の問題です。

○説明員(塩崎潤君) 現実にそゝういうものを物品販売業以外とするかどうか、あるいは先ほど申し上げましたように、公益法人の収益事業は施行規則の一条の三において列挙されておられます。その中に周旋業あるいは代理業、これらに該当するかどうか、その判定はどうか、かように考へておられます。ただいまのお話のように実費の場合には、おそらくそゝう一べん運賃を立てかえ払いをするというふうなもの、現実に払いますれば、その人格なき社団の方には利益として残らないので、現実に法人税が課税にならない場合が多いのではなからうかと、かように考へておられますけれども、現実にまたそれが利益が出ますれば課税になる、こゝういうことに私も考へておられます。

○杉山昌作君 それから今のこれは人

格のない社団の問題でも、今の五条そのもの問題なんです、これが二十五年に変わったというんだが、公益法人なんかは実際は公益的な事業は大体マナスになつて、これはまあ会費を納めてもらつてやるというふうなものが多いだらうと思ひますが、しかしなかなか会費も取りきれない、たまたまその公益法人の何といひますか、公益的の事業と関連のある収益事業が行われ、その収益をもつて公益の方の赤を埋める、会費の軽減をはかるというふうなことが実際問題じやないかと思ひます。ことに人格のない社団でやつていゝのはそゝういうものが多いと思ひますが、そゝういふことからは考へると、一体法人にしても、公益法人にしても、あるいは今度の人格のない社団等についても、その公益の方の赤は赤でこれよりもいいんだ、しかしその赤を埋めるために内部的に黒が出て、その内部的黒は別計算でそれだけは課税するといふのは、その公益法人あるいは人格なき社団法人全体の運営という面から見ると、非常に残酷なやり方だと、こゝういうふうな思ひますが、これは今度の改正よりむしろ二十五年度の改正の問題ですが、一体そゝういふふうなことを考へて、五条を變えるというふうなことは、あなたがたの方で考へてなつたことが何かありませんか。

○説明員(塩崎潤君) 公益法人の課税の本質から問ひ問題でございまして、非常にむずかしい点でございまして。二十五年の改正の際にも、その点問題になりまして、私も慎重に検討したつもりでございまして。まあ課税の趣旨が御承知の通りに同種の事業を営む企業との競争上課税すべきではないか、

こゝういふふうな考へをしまして、収益事業部分についてだけ課税するという趣旨で規定を設けたわけでもございまして、しかし何と申しましたも、今申し上げましたような趣旨もございまして、まず第一点は税率を普通法人よりも軽減してございまして。現在におきましては普通法人は三五%ないし四〇%までございまして、その公益法人の収益事業部分の課税につきましては三〇%にいたしてございまして。これが第一点でございまして。第二点は、利益が上りまして、そのうちから三割部分は公益法人の事業の方に引き込めばそれは損金と見ると、従ひまして利益百上りますと、三割は無条件で、公益法人の方へ入れますれば、七割に対して課税になる、従ひまして現実の税負担は二十一になる、かようになつてございまして。これがまた社会福祉法人でございまして、五〇%まで損金に算入する、こゝういふ制度を設けてございまして。調整をはかつたつもりでございまして。○杉山昌作君 それから次に、臨時措置法の方の問題ですが、従来は第五條の四というので概算控除があつたが、今度これをやめてしまつたわけですが、概算控除といふのはどつちかといふと所得税なんかでみますと、個人でも会社でも基礎控除的なもので、非常に全体の納税者が潤うが、特に控除的なものであるから、低額の所得者に対しては非常に大きな恩恵だつたわけですが、今度いろいろな所得税の改正によりまして、負担の軽減をはかるから、この概算控除をやめてしまつてもいいだらうと思ひますが、一体ほんとうにならうと思ひますが、

たかといふその理由をもう一度聞かしていただきたいのです。

○説明員(塩崎潤君) お答申し上げます。この概算所得控除制度は、御承知のように昭和三十年度の改正の際に設けられました制度でございまして。創設の趣旨が、アメリカに選択概算所得控除といふ制度がございまして。これにならうと思ひまして、社会保険料控除、医療費控除、雑損失控除、この三つにかつても支払わなくても所得の五%、最高一万五千円まで控除する、こゝういふ制度でございまして。現実に社会保険料あるいは医療費あるいは雑損失を受けたものは、こゝういふ支払いのあつたものについて、所得税法ではただいま申し上げましたように、控除の理由ありといひましたように、控除の理由がございまして。と申しますのは、担税力がそこ減殺されたからだと、こゝういふのがその趣旨でございまして。ところが今申しましたように、社会保険料も払わな、医療費も払つたか払わなかわからない、雑損失もほんとうに盗難、災害を受けたか受けないかわからないものについて控除するといふのは、どうも趣旨をいたしましてはおかしいじやないか、こゝういふ私どもは感じがいまして、おそれてございまして。アメリカの方は非常に控除項目が多くございまして、四十何項目と言つておられますが、たとえば離婚した奥さんの別居手当、あるいは自動車に使用したガソリン、それからまた営業に關係いたしませんところの借金の利子、これら数十項目につきまして控除する、所得の二割に

とどめる、こゝういふ制度でございまして。アメリカみたい控除原因の非常に多いところでありますならば、一々証明をとつたりなにかするは大へんございまして、証明をとらなくて、従ひまして一〇%引くといふことが、これは払つたか払わなかわからなくて、一つジャステイファイできるのではなからうか、かように考へてきた制度ではないか、これにつきましてもアメリカでも、おかし、そゝういふものは基礎控除あるいは扶養控除でカバーすべきじやないか、基礎控除、扶養控除はそゝういふ事業に關係のない部分の生活費におきまして控除される面につきまして控除する制度でございまして。それによつてカバーすべきじやないかといふ意見がアメリカにすらあるわけでもございまして。いわんや日本は先ほどから申し上げておられますように、三つの控除原因、項目しかないのに、これを支払つたものと見、雑損失を受けたものと見て控除することが果して担税能力に合ふかどうか、こゝういふ点が税制の理論からなかなか出てこないといふのが第一点でございまして。

第二点は、これは制度の創設の趣旨から言われておられますように、完全にアメリカの制度を持つてきたといふのではなくて、御承知のように社会保険料控除制度は組織的な勤労者に非常に恩恵を与えておる。しかるに一方、中小企業に働くところの労働者あるいは中小企業者あるいは農民につきましては、社会保険に入らうと思つてもなかなか入れないといふことが言われておられます。その身がわりとして一時社会保険が普及するまでの暫定的措置と

とどめる、こゝういふ制度でございまして。アメリカみたい控除原因の非常に多いところでありますならば、一々証明をとつたりなにかするは大へんございまして、証明をとらなくて、従ひまして一〇%引くといふことが、これは払つたか払わなかわからなくて、一つジャステイファイできるのではなからうか、かように考へてきた制度ではないか、これにつきましてもアメリカでも、おかし、そゝういふものは基礎控除あるいは扶養控除でカバーすべきじやないか、基礎控除、扶養控除はそゝういふ事業に關係のない部分の生活費におきまして控除される面につきまして控除する制度でございまして。それによつてカバーすべきじやないかといふ意見がアメリカにすらあるわけでもございまして。いわんや日本は先ほどから申し上げておられますように、三つの控除原因、項目しかないのに、これを支払つたものと見、雑損失を受けたものと見て控除することが果して担税能力に合ふかどうか、こゝういふ点が税制の理論からなかなか出てこないといふのが第一点でございまして。

して、これをおわりに設けるのだという事が言われたわけでございます。ただ私どもは社会保険料控除は社会保険料控除として所得税の課税標準から引くことに理由があると、かように考えております。

御承知のように社会保険料の中に二つの性質がございます。一つは短期給付でございます。短期給付の方は、御承知のように医療費給付の前払いと見られるべき部分でございます。ところが所得税におきましては、医療費はやはり所得の三割を越します分につきましては最高十五万円まで、負担力を減殺するものとしたしまして控除することになっております。そのかわり社会保険で相殺された分は、填補された分は、そのかわり所得税の方では控除いたさない、かように考えております。

論から来ておるわけでございます。そういたしますと、社会保険料控除は負担力が減殺することから来ておりますのに、その身がわりに支払われないもので控除するというのは、社会保険の身がわりとしても趣旨が不合理ではないかというのが私どもの第二の考え方でございます。

第三には、もう一つ、同じ所得の控除項目といたしまして、今の三つのほかに、現行所得税法におきましては、今回改正いたしました生命保険料控除というのがございます。生命保険料も往々にして言われますが、これも支払ったか、支払われぬか、受取その他についても問題がございます。しかも社会保険と違ひまして、任意に加入でき、また任意に支払いでできるものでございます。これが概算所得控除のらち外にあるものでございます。これから見てもおかしいではないかという事が言われるわけでございます。御承知のように、先ほど申し上げました社会保険料の長期給付部分は社会保険に加入しないものにとりましては生命保険と同様な性格を帯びておるものではないか。そういたしますと、生命保険料控除まで入れて全般的に概算所得控除的なものを設けるならまた話は別でございますけれども、これは貯蓄奨励の見地から来ておりますので、これは簡単には入れるわけにはいかないという事になっておりますので、それから今申し上げましたような生命保険控除、社会保険控除と合せてみましても、勤労者と営業者との負担を見て参りますと、なるほど社会保険控除の金額は勤労者の方が多いわけでございます。

す。しかし一方社会保険がそこまで普及していない状況もございすけれども、生命保険控除の方は営業者の方にはるかに多い状況でございます。私どもは社会保険がございすので生命保険に入らないでもいいという気持ちを持つていますので、現実には加入してない人が多いうでございす。この両者を合せますと、昭和二十九年分の資料でございますが、一人当りは、営業者は八万八千円の控除を受けておる。ところが給与所得者の方は七万七千円でございます。これから見まして、私どもは生命保険控除を入れるなら別でございすけれども、それを入れない以上は、やはり筋を通して、この概算所得控除をやるべきではないか、かように考えます。ただこういう中小企業者の負担の点は、私どもも考えなければならぬと思ひまして、地方税の方では事業税の軽減がはかられておる。それからまた中小法人につきましても、国税におきましても減税率の適用の範囲を拡張いたしまして五十万円から百万円まで広げる、こういうことにはいたしております。税制上の理由のあるところは軽減する。それから軽減する理由がないものは特別措置の整理の機会でございますので、整理したというのが私どもの気持でございます。

○杉山昌作君 今理由は非常に税の負担の公平という点、租税の理論からいってごもつこともなごなんですが、実際問題としてどうなんですか、今この概算控除は、控除されなくていい人が控除されるということになっておかしな面があるということなんです。ほんとうは控除されるべき人でも雑損があつた、あるいは医療費を支出して、なかなか日本の今の現状、ことに所得の少ない人はなおさら手も少いというふうなことで、一々領収書をとつてくるとか、そういうふうな証明をするとかというふうなことがあつたらしくて、結局そういうふうな雑損控除、医療費の控除というふうなことは書かれてあつても、なかなかその適用という点、恩典に浴し得ない、たまたま概算控除制度があるからそこで救われるのだ。これがなくなれば、むしろ絵に描いたもののようになるのだという事になると思ひます。それを今の控除をすべきでないの、この制度で理論的にはおかしい恩典を受けている部分と、それからこの制度をなくしたお陰で、理論的に恩典を受けるべき人が事実受けられないという部分、そこらは一休どういふふうに考へておられますか。よほど理論上恩典を受けるべきでない人が受けてい

○説明員(塩崎潤君) たいだいま御指摘の点は相当問題となる点でございます。まず第一点の医療費の控除原因があるのに、なかなか受取、その他で控除できないというのがあるのではないかと、こういう点でございます。私ども医療費調査もときどきやっておりますけれども、現行所得税法の建前が、所得の五割をこえる場合において控除をするという点であります、なかなか医療費を計算いたしてみますと、五割をこえる場合におきまして控除をするという事になっておりますので、その五割をこえない場合が相当多いのではないかと、こういう点があるのではないかと、この第一点でございます。現実

の扱いにおきましては、受取をなかなかお医者さんの方が出しにくい、あるいは出すのを渋るといふ事例も私ども見ておりますけれども、出すというなら早くこれは出していただきまして、社会保険料あるいは大きな病院になりますと受取書は相当出していただけるのではないかと、税務署の扱いにおきましても、相当事実が判明いたしましたら、そうやかましいことを言つていいのではないかと、こういう感じがいたします。

第二の雑損控除の方も所得の一〇%以上、一〇%をこえるという事がございます。その点なかなか問題ではないかと。言うならば五%あるいは一〇%の制限というよりなその範囲のものは、基礎控除あるいは扶養控除でいくべきであるという考え方でございます。従ひまして、まああまりに医療費の控除があるのに医療費控除の特典が利用できないものという事この不公平を救うために、言うならば所得税の基礎控除あるいは扶養控除を引き上げるべきであつて、領収書の受付方たらさないようにすべきではないかと、こういう事になるかもしれません。が、現実の扱いにおきまして注意いたしますれば、この点は救われるのではないかと。所得税の基礎控除、扶養控除を上げますれば、この点はもう少し考へるべきではないかと、かように考へております。

○杉山昌作君 それからその次に税制調査会の答申と、今度政府の出した案とを比べてみて、一番大きなのは医師の社会保険診療報酬の所得計算の特例を依然として法案では認めてゐる。そ

も雑損があつた、あるいは医療費を支出して、なかなか日本の今の現状、ことに所得の少ない人はなおさら手も少いというふうなことで、一々領収書をとつてくるとか、そういうふうな証明をするとかというふうなことがあつたらしくて、結局そういうふうな雑損控除、医療費の控除というふうなことは書かれてあつても、なかなかその適用という点、恩典に浴し得ない、たまたま概算控除制度があるからそこで救われるのだ。これがなくなれば、むしろ絵に描いたもののようになるのだという事になると思ひます。それを今の控除をすべきでないの、この制度で理論的にはおかしい恩典を受けている部分と、それからこの制度をなくしたお陰で、理論的に恩典を受けるべき人が事実受けられないという部分、そこらは一休どういふふうに考へておられますか。よほど理論上恩典を受けるべきでない人が受けてい

○説明員(塩崎潤君) たいだいま御指摘の点は相当問題となる点でございます。まず第一点の医療費の控除原因があるのに、なかなか受取、その他で控除できないというのがあるのではないかと、こういう点でございます。私ども医療費調査もときどきやっておりますけれども、現行所得税法の建前が、所得の五割をこえる場合において控除をするという点であります、なかなか医療費を計算いたしてみますと、五割をこえる場合におきまして控除をするという事になっておりますので、その五割をこえない場合が相当多いのではないかと、こういう点があるのではないかと、この第一点でございます。現実

れから農家の供米代金についてもこれはやはり所得の計算の特例を認めている。それから利子収入についての課税の特典を認めている。これらはいずれも税制調査会の答申ではやめてしまつて、本筋に返すべきだといふふうになつてゐる。われわれ考へてもさう思ふのですが、この中の医師の社会保険診療報酬の所得計算の特例について、実はおとしでしたか、この委員会において私は頑強に反対したのであります。大蔵大臣と厚生大臣お二人に出でたので、結局健康保険診療の単価が安いからといふので税金をまけろ、それならば官公庁の勤務者の諸君が、給料が安いから税金をまけろといつたらまけなければならぬのじゃないか。租税の体系そのものがくずれてしまふのじゃないかといふことで反対したけれども、あの当時のいろいろの情勢でそのまゝになつたのですけれども、これをやはり今度も政府は税制調査会の意見と反してそのままやつてゐるのですが、それはやはり何ですか、何か特段な理由があるのですか。

と合して考へるべきではないか。それから米作所得課税の特例につきましても、これもまた不合理な制度でございませうけれども、米穀管理制度、この推移とあわせて考へるべきものじゃないか、こういうことになりましたので、私もどうもいたしましては、現行のまま存続するよりな御提案を申し上げておる次第でございませう。ただ米作所得課税の特例は、毎年行われませう単行法でございませうので、今回食糧管理にございませう。それらとあわせておるに考へておられます。

それから利子所得課税の特例その他につきましても、税制上の理由だけではなくて、最近におきましますところの経済情勢から見て、この程度のことはお必要ではないかといふ考へ方から出されたものでございませう。

○杉山昌作君 これはいろいろの政治的な配慮といふのですか、そういうものがおもしろいから、これは政府委員に承つてもよろしいと、ただ農家のしよりからその程度で……ただ農家の供米について税の控除の問題と関連して、現在の農家は所得税をまゝで納めていないのじゃないか、非常に税の負担が軽いといふことがしばしばいわれてゐる。先だつてこの公聴会でも井藤半彌先生もやはりさういふことを言つてゐるのです。で、農家では、その農家の二割くらいの人数の者が税金を納めていない。ある人は、農家が納めてゐる税額を農家の所得で割つたパーセントは〇・四％しかありませんが、勤労所得者の納めてゐる税額は、勤労所得で割れば三・九％になる。

こゝろよりなことをいつてゐるので、私はここで疑問に思ふのは、ただ全体の税額を割つて、農業所得で農業所得者の納めてゐる税額を割つたパーセントが少いから、それで負担が軽いといへるのだろうか。というのは、一体税金なんといふのは所得者全部が合計して納めるのじゃない、個人々々が納めるのだ、だからいかに農業所得が多くなつても、一人々々の所得は少い。言つてみれば、その所得階層別の人員の構成が、勤労所得者の方では割合それが上になつてゐる、農業所得者の方はそれが下になつてゐる。というのは、累進の關係等からいって、農業所得者の納める税額が全体としては減つてくるのは、これは当然だと思ふのですが、何かさういふふうな勤労所得、事業所得、農業所得、所得別に今の所得階層別の人員構成といふような数字がありませんか。

○説明員(塩崎潤君) ただいまの御質問は、また資料を作成いたしましたしお答へ申し上げるべきことだと思ひますが、確かに農業所得の課税といふのは非常に少いわけでございます。昭和三十三年年度の課税見込み人員は六十万人で、一割五分が二割近くまでしか納税人員がないわけでございます。これはただいま御指摘の通りに、所得階層構成の問題であらうと、かように考へております。御承知のように、日本の農民の階層を見ますと、零細経営者が相当多い。しかもまた扶養親族が相当多い。こゝろの点が、その所得税の課税人員の減になつて現われるのではないかと。もと税額控除の時代におきましては、扶養所得控除がなくなつて税額控除時代には、相当農業者の納税人員も多かつたわけでございます。扶養所得控除になつてから納税人員が減つて参つたわけでございます。これは農民の所得階層構成が相当粒ぞろいと申しますか、同じところあたりで、課税最低限すれすれで並んでゐるところが多いのじゃないかといふことが一点でございます。それから今申し上げましたように、扶養親族の数が、他の業種とも圧倒的に違つております。先ほどごらんになつていただきましたところの「租税及び印紙取入予算の説明」の十二ページにもございませうが、営業者におきましては、扶養人員は一人当り三・五人でございます。ところが農業の方におきましては五・〇四人、その他事業は三・六九人、その他は三・四七人、かよつた方になっております。このあたりで納税人員が少くなるんじゃないか、かように私もは見えております。

○杉山昌作君 私も、扶養家族の問題もありませんが、もつと根本的に今の所得階層別の人員構成があるだろうと思つて、これは今ここで何となくも思つて、これはおつしやるように、農業者の口はほとんど全部が最低限のところにと固まつてゐる。従つて課税されるものが非常に少くなるので、全体としては農業所得に対する課税が非常に少いといふことになるのは当りませぬやないかといふふうな気がするので、何かさういふ数字がございましたら、あとでよろしくございませうから、数字だけはあとでまた一つ教へていただきたいと思ひます。

○野澤勝君 簡単に質問をいたしませう。私はきよりは聞き役に回つていませうと思つたのですが、ただいま杉山先生から、あまりにも農家の税金が軽いんじゃないかといふ御意見がございまして、これに対する課長の答へが、まことにあいまいなものでございまして、家族人員、控除人員が多いからといふふうなことに結論を持つていたらいいのですが、理論的な答へとしてはまことに薄弱でございまして、むしろ、そんなものを聞いておる本員としては概ねにたえない。もつと堂々と現下の財政事情なり税制事情を、理論的に課長からとくとお話があるものと思つておりましたところ、まことに若い青年官僚として、物足りない感じがいたしました。今議題になつておるは所得税でございますが、租税法定主義を中心論議することが正しいと思ふ。この建前で所得税といふ税一環を審議するに當りまして、ただいまのよるな農家に對する負担の問題、課税の問題が出た場合には、この所得税創設の当初、同時に改正になつた段階、この戦後の事情、それと地方の財政の問題、統いてシャウブ勸告以来の中央、地方税の問題が積極的に論理的に説明されなければ、杉山君に對する答へが出てこないのじゃないかと思ふのです。そこで最近の地方財政が中央依存になつておるとき、地方の目ぼしい独立財源なんていふものはない。また、困も貧乏なんだから、そこで財源として所得税附加税といふ確固たる財源を地方に与えようといふ点で、私地方財政を担当してゐる当時、大蔵省の主税局長平田君、主計局長河野君、事務次官大野君、これらの間に論議がかわされたわけでありませう。結局その財源のかわりに入場税を委譲するといふふうなことで、その他、交付

金比率等によつて一応妥協した、所得
税付加税は大蔵官僚に押えられてし
まつたわけだ、ざつとばらんにい
と、そういう経過がある。そこで、今
日所得税のみを切り離して論議いたし
ますならば、農民は少いといえるが、
逆に地方税というものが多くかかつて
おるのである。この点、杉山さんは十
分検討願わなければならぬと思う。百
姓の身になつてみれば、地方税であら
うと、国税であらうと、取られる気持
には変りはない。税金には変りはない。
御承知のごとく地方税の総額が四
千六百五十億、一人当たりが五千五百
円取られておる。三十一年度は一人当
りが四千四百八円です。七百円近く多
くなつておるのです。それに今度、固定
資産税に対するこれまた課税標準とい
うものが過酷である。原主税局長と私
の間に質疑をかわしたのでございま
すが、これまた農民に重くなつてお
る。いわば神武天皇以来の景気も、農民に
とつては物価高になり、課税標準高に
なつておる。こういうような点が具体
的に検討されなければ、ただ所得税の
対象になる人が農家の二割ぐらいい
ないか、三割ぐらいいないか、そ
ういふようなことだけで問題を片づけ
られておりますと、私は黙つていら
れません。若手官僚の塩崎課長等が今
後立案されるに、杉山さんの意見
を正当なる意見のごとく取り上げ、あ
るいは正当評価されたのでは、今後、
所得税改正の節、農民に重課せられた
らとんでもないことになるから、か
よいな点について見識ある課長から、論
理一貫のある答弁を聞いて質問を繰
りたいと思ひます。

○杉山昌作君 関連質問。これは関連
質問ですが、質問というよりも、野
溝君に対しての考え方ですが、私は農
家の負担全体が重いか軽いかという
問題を言つておるのじゃなく、それは
野溝先生のお考えと全く同じことを考
えておる。ただ、先般のこの公聴会で
井藤半彌先生が、所得税だけにつ
いて、今の納税人員であるとか、所得に
対しての納税額の率がどうか、そ
ういふような数字だけで、非常に農家
に対する所得税は軽いといふようなお話
があつたから、それでむしろそれはお
かしいので、今の所得階層別の人員構
成まで突っ込んでみないと、全体とし
ての所得額と税額といふような考え方
は、むしろ突つ込み方が少ないのじゃ
ないか、突つ込んでいふなら軽いのが
りませぬといふことを聞いておるわけ
です。従つて課長の答弁が、結局私
の考え方と異なる所得だけの問題だか
ら、全体のあれに、農家負担の問題に
は言及されなかつたのでしようが、私
はそういう意味から見て課長にお伺
するのだが、やはり全体の問題とし
て、私は所得税については井藤先生な
んかが言つたよりなことでない、も
と違つた考え方が出るようなことにな
るだらうと、その数字があつたのとこ
ろにあるかといふことをさつき伺つた
わけです。

○説明員(塩崎潤君) お答へ申し上げ
ます。私の今申し上げましたような
所得税だけのお話でございまして、地
方税でありますところの市町村民税、
ことに農民の方々はオプション・ワン
以外のオプション・ツーあるいはス
リーによつて、相当市町村税を負担し
ておられますことは、私もよく存じてお
ります。そのほかに農民といたしまし
ては、一番大きな生産資産であります
ところの土地につきまして固定資産税
がかかつておられますことも十分知つて
おります。今申し上げましたことは、
所得税についてだけ申し上げたのであ
ります。所得税は御承知のごとく農民
だけにかけるとか、あるいは中小企業
者だけにかけるとか、あるいは所得
者につきましても平等でございませぬ
で、その所得税の控除あるいは税率を
適用いたしますと今言つたような姿に
なるのだ、こういう趣旨を申し上げた
つもりでございませぬ。地方税であら
せて考へますと、なるほど御承知の通
りに所得税では失格はいたしておりま
すけれども、オプション・ツーにより
まして基礎控除だけしか認められな
い、ただ扶養親族につきまして税額控
除はございませぬけれども、まあそれ
によりましては農民の方々は相当納め
ておられますことは十分存じております。こ
の全体をひつくるめまして、いわゆる
直接税で所得税、それから地方税で
ございませぬところの市町村民税あるいは
府県税も入るわけでございます。それ
から固定資産税、なお中小企業者等に
つきまして事業税がかかつておりま
す。これらを入れますと各階層、農業
者、営業者、勤労者、これらにつきま
しての國民所得に対しますところの負
担割合はどの程度になるかといふこと
が研究されるべきであらうといふこと
は、私も当然存じております。とき
どき私も研究はいたしてございま
す。しかし、なかなかその数字がま
く出て参りませぬ。ことに地方税の関
係で農民の方々にどの程度納めていた

だき、それから固定資産税のうちで農
民の方々にどの程度納めていただいて
おるかといふことは、なかなかわかり
ませぬので、これらはなお今後研究
いたしまして、真実の負担といふもの
を私どもは出してみたい、かように考
えております。

○野溝勝君 私は今の答弁では黙つて
聞いておるわけにいきませぬ。実は所
得税だけならば農民は負担が軽いかも
しらぬが、税金全般から見ると必ずしも
そうではありません。このことはどう考
えておるか、御答弁がありませんならば
打ち切ります。また、杉山先生の御意
見も、学者が言つたからその御意見を
聞くといふこともいいが、議員として
は、学者といつてもブルジョア学者も
あれば社会主義学者もありませぬよ
うか、それを何もかもわれわれはそれ
全部のみにすることは成り立たない
んだから、そういう点については見識
のある発言をしてもらわぬと、農民生
活に影響するところが大きいんですか
ら……。私は以上を申し上げまして終
ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 本日はこの程
度にいたしました。来週、月曜日午前
十時からまた委員会を開きます。
本日は、これにて散会いたします。
午後零時四分散会

三月二十日本委員会に左の案件を付託
された。

一、所得税法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は二月
十五日)

一、法人税法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は二月
十五日)

一、租税特別措置法案(予備審査の
ための付託は二月二十五日)

昭和三十三年三月二十八日印刷

昭和三十三年三月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局